

## 第4回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成19年4月26日（木） 午前10時から11時30分まで

○開催場所：県庁共用第1会議室（本館棟4階）

（事務局）

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、山口県人権施策推進審議会の本年度第1回目の会議を開催させていただきます。審議会の開催に当たりまして、環境生活部長が御挨拶を申し上げます。

（環境生活部長）

山口県人権施策推進審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

御案内のとおり、21世紀は人権の時代と言われておりますが、現在、山口県が目指している、住み良さ日本一の県づくりを進めていく上でも、人権施策の推進は、県政の推進上、極めて重要なものと認識しております。今後、委員各位の御支援、御協力、御意見を賜りながら、人権を尊重した行政の着実な推進に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、どうか何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年7月に、当審議会に対し、山口県人権推進指針の分野別の施策の見直しについて、知事から諮問がなされ、これまで委員各位には大変熱心な御審議と様々な視点からの貴重な御意見、御提言をいただき、誠にありがとうございました。お陰をもちまして、分野別施策の見直し案も最終段階を迎えております。2月の審議会において、見直し原案に対し、委員の皆様方から御意見等をいただきました事項につきましては、関係各課とも再度調整の上、本日、見直し案としてお示しすることとしております。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

（事務局）

それではここで、本日の審議会の成立状況について御報告いたします。本日は、18名の委員中14名の委員が御出席で、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定によりまして、本日の会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、ここで委員の一部に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。新たに御就任いただきました入江委員でございます。

（委員紹介）

(事務局)

どうもありがとうございました。次に、4月1日付けで事務局職員の異動がございましたので、改めて紹介をさせていただきます。

(県職員紹介)

(事務局)

続きまして、当審議会の幹事を紹介いたします。審議会規則第7条の規定に基づきまして、知事が任命した者でございまして、お手元に配布しております名簿のとおりでございます。時間の関係上、紹介は省かせていただきたいと思います。

それでは議事に入らせていただきますが、審議会規則によりまして、議事は会長が進行することになっておりますので、以後の議事進行につきまして、会長さんよろしくお願いいたします。

(議長)

失礼いたします。ただ今から議事を進行させていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。本日も審議終了時間が正午ということになっておりますので、精力的に御審議いただきたいと思います。

本日は、議題の1としまして、山口県人権推進指針の見直し案についての御審議をいただくことにしております。先ほど部長さんの御挨拶にもありましたように、前回の審議会におきまして、見直し原案について、委員の皆さまから御意見をいただいたところであり、事務局から事前に、本日の会議資料として見直し案をお届けさせていただきました。見直し案につきましては、10月に素案の審議をいたし、そして本年2月に原案の審議をいたしまして、それぞれ各委員の皆様方から貴重な御意見を多数いただきました。これを踏まえて、事務局の方で関係課とも調整をしながら本日に至っております。見直し案の内容もほぼ煮詰まってきたのではないかと思いますし、また、当初知事からの諮問に対する答申を1年以内ということを目途としているということから、見直し案につきましては、本日の審議をもって最終の見直し案としてのとりまとめをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、事務局から示されました見直し案についての審議に入らせていただきます。まず、前回の審議会以降の検討状況につきまして、時間の関係もありますので、一括して、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは私の方から、今、会長さんの方からお話ございましたように、前回の審議会におきましていただきました御意見の内容を踏まえた検討状況につきまして、時間の関係もございますので、それぞれの分野につきまして一括して御説明をさせていただきます。資料を審議会に先立ってお送りしております分野別施策の推進に関わる見直し案を御覧いただきたいと思います。

まず、女性に関わる分野でございます。1、2ページをお開きいただきたいと思います。現状と課題の最後の段落の、また以下の記述につきましては、その前段のさらに以下のところの記述の中で、男女間における暴力の根絶等に向けた取組の工夫、というふ

うな記述もしておりますことから、内容が重複をしておりますので、また以下の記述については、削除をさせていただくことといたしております。次に3、4ページをお開きをいただきたいと思います。一番上段の記述につきましては、男女共同参画を進めていくためには、学校における児童生徒に対する教育が重要であり、男女平等教育の推進という観点からの記述も必要ではないかとの御意見を踏まえまして、教育の重要性と共に学校及び家庭における教育内容の充実ということについての記述を見直すことといたしております。次にそのページの(2)のアの項でございます。ここでは、人々の意識のなかには云々という表現では、全ての県民が固定的な性別役割分担意識をもっていることと断定することになりかねない。捉え方が一面的ではないかという御意見をいただきました。従いまして、断定的な表現を避けまして、大きな障害の一つである固定的な性的役割分担意識の改革に向け、という記述に変更することといたしました。次に、5、6ページをお開きをいただきたいと思います。上段のイの項でございますが、ここでは、文章の冒頭に男女と表現しており、あえて文中に女性を始めとしてという表現は必要ないのではないかという御意見を踏まえまして、女性を始めとしてという表現を削除することといたしました。

次に、高齢者に関わる分野でございますけれども、15、16ページをお開きをいただきたいと思います。まず、2の基本方針の(1)のア及びイの項でございます。ここでは、介護サービスの充実に関する部分について、サービスという表現について必要性の薄い部分については削除するなど、もっと工夫ができないかとの御意見をいただきました。従いまして、極力サービスという言葉を使用しない工夫をした表現に変更いたしております。次に、17、18ページをお開きをください。下の方の(2)のウの項でございます。この表現では意味が通じないので、記述を変更すべきではないかという御意見をいただきました。質の高いサービスを受けられるようにという表現に変更をいたしております。次に19ページ、20ページをお開きをいただきたいと思います。中ほどの下の(3)の生涯現役社会づくりの推進の項でございますけれども、ここでは、高齢者の分野が介護に偏った構成となっているのではないかと、高齢者の活力を地域づくりに活かすことも重要なことであり、全体の記述のバランスを検討して欲しいという御意見をいただきました。高齢者の分野におきましては、先般の審議会でも御説明させていただいておりますけれども、人権という視点から、介護の重要性を踏まえた記述としておるところでございますけれども、いただきました御意見を踏まえまして、生涯現役社会づくりの推進に関わる記述につきましては、高齢者の活力を地域づくりに活かす取組の記述を補足をいたしますとともに、高齢者が活動的な生活を送れるように、健康づくりのための環境整備についても併せて記述をさせていただくことといたしました。

次に、障害者に関わる分野でございます。23ページ、24ページをお開きをいただきたいと思います。中ほど下の方の(1)のエの項でございます。ここでは、人権に配慮した適切な医療を確保という記述があるが、具体的には何をさしているのかわかりづらいという御意見をいただきました。障害者につきましては、御案内のとおり、18年4月に障害者自立支援法が施行されまして、これまで身体障害、知的障害、それから精神障害という障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきました福祉サービス、そういったものにつきまして、共通の制度の下に、一元的に提供する仕組みが創設されたところがございます。現行の指針では、精神障害者に関しましては項を立てて記述をしておりましたが、今回の見直しに当たりましては、こうした施策の方向性を踏まえ

して、障害種別を特に特出しをすることなく、全体的な見直しを行ったところでございます。その結果、精神障害者の医療に関して、人権に配慮することの大切さを記述した項が、何を意味するのかわからないという御指摘につながっているものと思いますので、こうした御意見を踏まえまして、障害者が社会参加へ至るまでの具体的な支援を記述することといたしました。具体的には、そこに書いているとおりでございますけれども、まず、障害者の人権に配慮した適切な福祉や医療等の確保によって、早期に社会復帰を図っていくことが大切であります。その上で、それぞれの地域での円滑な生活ができるように支援をし、そうした過程を踏まえまして、最終的には障害のある人もない人も平等に暮らすことのできる社会参加を促進するという記述に改めることといたしました。次に25、26ページをお開きをください。中ほどのところのエの項でございます。ここでは、見直し原案の左側のページ、25ページの(3)のウに記述している表現は、エと同じ趣旨のことを記述しているもので、整理をしてはどうかという御意見をいただきました。従いまして、(3)のウにつきましては、削除をいたしまして、エにまとめて記述をさせていただくことといたしました。

次に、外国人に関わる分野でございますけれども、37、38ページをお開きをください。上の方の(1)の項でございます。ここでは異文化理解のための啓発活動について記述している部分で、敢えて偏見や差別の解消という表現は必要ないのではないかと御意見をいただきました。最後の文章のくくりを、相互理解の促進に努めますという記述に改めることといたしました。

次に、感染症患者等に関わる分野でございますけれども、その次のページ、39ページ、40ページをお開きをいただきたいと思っております。中ほどの基本方針の(1)の項でございます。ここでは、二つの御意見をいただきました。一つには、偏見・差別、そういう表現につきましては、偏見がそのまま差別につながる、そういう捉え方になりかねず、そういう形で取り上げるべきではないのではないかと御意見をいただきました。二つ目には、偏見や差別という表現が多過ぎないかと御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、御指摘の表現は改めると共に、敢えて差別や偏見という表現が必要ない箇所につきましては、削除をさせていただきました。

次に、最後になりますけれども、その他の人権問題に関わる分野でございますが、47ページ、48ページをお開きをいただきたいと思っております。まず、インフォームドコンセントの推進に関わる記述でございます。ここでは、医療機関に対する指導や県民への普及、そういったことの必要性も含めた記述としてはどうかという御意見を踏まえまして、そこに記述してございますように、医療従事者への指導や県民への普及啓発を行いという記述を追加をすることといたしました。

次に、その次のページ、49ページ、50ページをお開きをください。下の方に、犯罪被害者の保護に関する記述がございます。ここでは、周囲のうわさ話という表現があるが、指針に記述するにはふさわしくないのではないかと、風評という表現でも意味合いが変わらないではないかと御意見をいただきました。表現につきましては、風評というふうに改めることといたしました。

次に、51、52ページをお開きをください。最後の、その他の部分の中で、環境に関わる記述についての項でございます。御説明前にお断り申し上げますけれども、配付しました資料には、見直し原案と同様の記述が、見直し案の方、右のページにされておりますけれども、御訂正をお願いしたいと思います。修正ミスでございます。環境汚染

による被害となっている表現につきましては、私ども提案をしようとしているものは、環境問題という表現で訂正をお願いをいたしたいと思えます。

これにつきましては、環境問題に関しては、被害が生じてからでは遅過ぎるのではないか、県内において、環境汚染による現実的な被害がないということは現実問題としてはありますけれども、未然防止を図るといことも人の命を守ることに繋がる問題ではないかと、環境に関しての記述について、何か記述できるものがあれば記述して欲しいという御意見をいただきました。この度の見直しにつきましては、その御意見を踏まえまして、環境問題という表現に改めることといたしました。

なお、これにつきましては、御指摘の趣旨も十分に理解をしておりますけれども、環境問題は非常に幅広い分野にわたっております。従いまして、今後、どのように記述をするのか、その内容等につきまして私どもの方で研究をさせていただき。次回の指針の全面改定の際には、十分な議論をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

最後になりますけれども、その他の人権問題の項には、プライバシーの保護等、色々いくつか課題が記述してございます。その課題の並び方なんですけれども、人権問題に軽い重たいということはもちろんないわけですが、常に我々の人権に関わっているという観点から見ました時には、プライバシーの保護、そういったことについて、一番その他の人権問題の冒頭に記述した方がいいのではないかとこのように考えておりますので、併せて委員の皆様方の御意見を賜りたいというふうに思えます。

以上、前回の審議会における意見を踏まえまして検討状況について御説明をさせていただきました。なお、同和問題につきましては、本日お手元に配付いたしておりますとおり、中島委員及び松岡委員から意見書が出されております。中島委員からの御意見につきましては、後ほど、委員御本人から御説明いただきますけれども、松岡委員につきましては、本日、先ほど、万やむを得ない事情により、急遽御欠席との御連絡をいただきましたので、事務局の方から意見書を代読をさせていただきます。

意見は、同和問題に関わる記述のうち、基本方針に関わる部分について述べてございます。基本方針の冒頭の部分では、意見欄にありますとおり、教育・啓発の推進に当たっては、他の分野と同様に個別具体の人権問題である同和問題解決のためということ踏まえた記述にすべきであるとして、修正案といたしまして、最後のくくりを、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に取り組むことができるよう必要な施策を推進します、とされております。

次に、人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進の項におきましては、基本的人権尊重の視点に立った取組の中で、個別の人権問題に対する理解を深め、さらには、個別の課題についての解決に向けた実践的な態度を育てていくことが望まれるところであり、これを踏まえた記述にすべきであるとして、修正案といたしまして、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下に、同和問題の解決に向け、という記述を挿入するとされております。

教育の推進の項におきましては、我が国における同和行政、同和教育の基本的な考え方、動向も踏まえた記述にすべきであるとして、修正案といたしまして、日本国憲法及び教育基本法、同和対策審議会答申、人権教育・啓発推進法に則り、同和問題に対する正しい認識と豊かな人権感覚を育む教育として推進します、とされております。以上、松岡委員の意見を代読をさせていただきました。

最後になりますけれども、資料にお示ししておりますパブリックコメントの実施結果について御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧をいただきたいと思っております。

意見の募集は、3月12日から4月11日までの1ヶ月間実施をいたしました。その結果、3名の方から同和問題に関する意見といたしまして、11件の御意見をいただきました。意見の内容につきましては、資料のとおりでございますけれども、主なものを申し上げます。

まず、現状と課題に関する項では、実態的差別や同和問題に関わる成果についての御意見、人権尊重の視点に立ったという表現に対する御意見をいただいております。

また、基本方針の項では、県民一人ひとりの人権の尊重を目指すという表現や基本的人権を尊重していくための教育という表現について御意見をいただいております。いただきました御意見につきましては、今後の行政を推進していく上の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

長くなりましたけれども、以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明を受けましたが、同和問題につきましては、御出席の中島委員からも意見書が出されておりますので、これについては中島委員御自身で御説明をお願いできればと思いますが、よろしくお願いいたします。

(中島委員)

文章で出させていただいたとおりです。基本方針のところ、最終的に必要な施策を実施しますという形になると、県民の皆さんがですね、これを読んだときによく意味合いがわからないのではないだろうか。そういう意味では、取組を推進するという方がより県民にわかりやすいというように思います。

ここに書いていますように、この基本方針の下の人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進も、その下の教育の推進、啓発の推進についても最終的には推進しますということとくっつけておるので、この部分では統一した方が文章的には非常にわかりやすいと、そういうふうに思っています。

(議長)

以上の御意見も踏まえてですね、これから審議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、先ほど事務局の方からも一括説明をしていただきましたように、本日は最後ということもありまして、これまでは分野ごとに順次、審議してまいりましたけれども、本日は一括してですね、見直し案を審議していただきたいと思っております。

従いまして、御意見を述べられる場合は、どのページについての御意見だということをはっきり申し添えていただきまして、それから御意見をいただければというふうに思っております。それでは、御意見のお持ちの方、どうぞよろしくお願いいたします。はい。

(中島委員)

10ページの子どもの関係であります。担当のところにお聞きしたいんですけれども、5行目からあります児童の権利に関する条約の関係が出てますけれども、国連において、

子どもの権利条約の委員会というのがあるわけですが、ここが平成16年、2004年の1月に日本に対する勧告を行ったところでありますが、これを県としては承知されているでしょうか。この部分ではですね、初めて日本に対して勧告が行われた訳じゃないんですね。これは差別の禁止の問題なり、学校制度の過度に競争的な性質及びいじめを含む学校での暴力に関する勧告をされているわけですね。この部分が十分にフォローアップされていないということで再び勧告を受けているということですね。この子どもの権利条約に関する問題でありますけれども、これを担当のところで把握されているかどうかというのを少しお聞きしたい。

それと、これは分野別と少しずれるんですけれども、「市町村」の関係の記述がありますよね。分野別以外ですね、人権推進指針の知事の冒頭あいさつの部分から含めて6箇所か7箇所、私の見たところでは6箇所ぐらいだったんですが。この部分も、これは論議がどうこうではなくて、全て「市町村」になってますので、今日の段階で、その部分について「市町」に改めるということにされたらと思ってます。

(議長)

はい。ありがとうございます。まず最初、子どもの分野については、担当部局よろしくをお願いします。

(こども未来課主幹)

先ほどの権利条約の関係につきまして、私、十分存じているわけではございませんが、当課といたしましても、こうした国際的な動き、あるいはそれを受けます政府の動きも含めましてですね、了知しているところでございます。その意味でも、本県におきましては、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定いたしまして、子どもの権利について、今後とも権利ノート等、具体的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(議長)

はい。あと、字句の問題ついでに。

(人権対策室次長)

中島委員さんからの、今回諮問の分野のところではないけれども、その前段の方の、全体に係る部分で「市町村」という記述があるが改めてはどうかということですが、それにつきましては、私どもの方で整理をさせていただきたい。

御指摘ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(中島委員)

今日、私も意見書を出さしていただいたわけですが、もう一つ、この資料の中で、パブリックコメントの関係で、県民意見という形で出されておるわけですが、ほとんど同和問題に関わる問題であります。

ただ、これはですね、今はもうなくなりましたけれども、山口県部落問題対策審議会が平成10年に答申を出しています。平成17年には同和行政のまとめを、同和教育含めたまとめを行ったところでもあります。この中で、この前も、石川委員が出されましたけれども、当時、同和関係団体の部分では3団体が出て、最終的には答申を出し、あるいはまとめを出したという状況があるわけです。十分にそういう公的な機関での発言であり、意見陳述を含めてですね、機会があってその上で仕上がった問題だと。従って山口県の場合も、部落問題対策審議会というのは昭和29年にできまして、ずっと半世紀以上の関係がありましたけれども、延々としてですね、そういう形で築いてきた部分の最終的なまとめが、平成17年のまとめになっていると思うのです。

従って、ここに色々記述がありますけれども、こういう論議も含めて、山口県としてはクリアをしてきたのではないかと思います。

私、同和対策に関わると言いますか、部落問題に関わる国の法律、あるいは答申、意見具申等々含めたものが一冊になっている分を、ちょうど今日持ってきています。たとえば、県民意見の募集、パブリックコメントの問題、松岡委員から出された部分もそうなのですが、その部分では一番最後に、同和対策審議会の答申の精神に云々という、これを入れるべきだということがありますけれども、この部分ではですね、同和対策審議会の答申というのは、昭和40年、今から42年前に出されたわけです。そして、同和対策事業特別措置法が昭和44年以降で、法改正もしながら平成14年の3月まで続いてきたと。

そして、同和対策審議会答申というのは、先ほど言いましたように、今年で42年になるわけですが、昭和61年、1986年に、地域改善対策協議会が意見具申を出しました。その前に、同年の8月に、その地域改善対策協議会の中に、今後における地域改善対策についての部分をまとめるに当たって、基本問題検討部会を設置しました。

その中で、基本問題検討部会が、昭和61年の8月に部会報告書を出しています。その部会報告書を受けて、地域改善対策協議会全体が、その中身を受けての意見具申を同年12月に出したわけです。

この基本問題検討部会の長い文章なんですけれども。項目をきちんと設けて、最後の段落に、昭和61年、今から21年前の時点で、同和対策審議会の答申の今日的な意義という記述を一番最後にやっています。これの中でですね。現代においてもというのは、昭和61年の時点ではありますが、現代においても、この同和対策答申を絶対視して、その一言一句にこだわる硬直的な傾向が見られると。そして、改めて、20年余という、20年余というのは、この昭和40年以降の関係で20年余という時の光に照らして、その意義を認識していく必要があると。

今日、同和対策審議会の答申を尊重するというのは、国、地方公共団体、国民が積極的に努力しなければならないという精神をしっかりと受け止めた上で、答申の具体的な内容については、同和問題や同和地区の現実の動きに即して、その妥当性を見直し、現実の動きに即した行政を展開することこそが、真に同和対策審議会答申を尊重することであると。そこに答申の今日的意義があると。

21年前に、まだ同和問題の課題があるという、この部会報告書が出されているわけですが、その時点ですでにそういう記述がされています。そういった意味では、平成10年の山口県における審議会の答申あるいは17年の同和行政・教育のまとめについてですね。基本的には特別対策は終了したんだという形の中で、果たして同和対策審議

会の答申をどういうふうにするべきなのか。そういうことになってしまうんですね。そういう部分では、全くふさわしくないし、今後の人権問題の中できちんと同和問題も県民に理解してもらおうということを含めて、言うならばそういう部分を入れるべきではない。

そして、ここの中にもありますけれども、実態調査の問題がパブリックコメントなり、意見でありますけれども。この問題の部分については、平成5年に全国的な実態調査及び意識調査をやった上で、国がですね。最終的には今後の同和行政についてということで、平成13年1月に、当時の総務庁の官房長官、地域改善対策室が出した意見はですね。今後の関係では、特別対策は基本的に終了したと。そして、今後の部分については、所要の一般対策を講じていくことによって対応していくんだというのを当時出しています。

そして、一般対策とはということで、同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策のことだと。なぜ、これを一般対策に移行するのかという理由の中で、特別対策というのは本来時限的なものだと。時限立法ですから、時限的なものだと。これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化をした。特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。そして、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、行政としても実務上困難であると。この3つの点を挙げてですね、一般対策に移行するんだと、基本的には終了したということを確認に打ち出しておるわけです。

従って、その関係も受けて、先ほどから言ってますように、山口県としても部落問題対策審議会の中でですね。平成10年に出した答申については、そういう趣旨のことを、一般対策に移行すべきだと、一日も早く終わって、そういう形へ移行すべきだということを含めて答申を出した。

平成17年には、先ほどから言ってますように、今回指針の分野別の同和問題の項の関係については、平成17年のおそらく事務局としてはですね、それを忠実にきちんと、コンパクトにまとめて今回の見直しの部分に出された。そういう経過があると思うんですね。私はやはりそういう部分は、尊重しなくてはならない。経過もあるわけですから、そういう部分での意見を言わせていただきたいと、そういうふうに思っています。

(議長)

はい。ありがとうございました。ということで、せっかく今意見が出ましたから、まず、同和問題の箇所ですか。これをきちんと整理しておきたいと思うんですが。同和問題に関して他に御意見ございませんか。松岡委員の意見、今の中島委員の意見を含めてですね。はい。どうぞ。

(岩城委員)

今、中島委員がおっしゃったことは適切な御意見で、大変、勉強なさっている。私自身も大学出て、隣保館主事をやったり、同和地区で暮らしたこともありまして。現実の部分ではですね。人権対策というふうな形になってくると、昔私が若い時に燃えてやっていたときとはね、かなり弱まったかなという思いもありますが、しかしながら、松岡委員のあれを見せていただきまして、これもほんとうによくわかることですが、今日、きっちり同和問題として一つ特化してあげられております部分もありまして、これでい

いのかなど。それ以上にやっぱり努力はしていく必要がある。県民、住民、関係者も含めて。だんだん薄らいでいく話ではなしにですね。みんなでやっぱりしっかりやっているとすることは、絶対にしていかなければいけない。

私が若いころに思ったのは、同和問題がきちんと解決すれば、後の問題すべて解決するんだというようなことを言っていた時代があります。その意味でも、これは大変大事な部分であります。このところは、それでいいのかな。

それから最初に中島委員がおっしゃった、言葉のあれをそろえる部分は推進の方へですね。これも当然なことだろうというふうに思いました。以上であります。

(議長)

はい。他にございませんか。

(石川委員)

あの、先ほどから、中島委員あるいは岩城委員から御意見がありましたが、中島委員が昭和42年頃からのことをずっと申されましたが、それはその時々で、そういうことでお互いが話し合ってきた事実があるわけで。

けれども、法が終結した今日、法が終結するに当たって、今までの成果を損なうことのないような施策を講じ、これ非常に私たちは大事なことと思っておるんですけども、解釈によれば、非常にどのようにもとれる難しい表現でもあるわけなんです。

けれども現在の状況を見ております時に、必ずしも今までの成果が損なわれないような努力はされたようにも思えないような、ある節もあるわけなんですけれども、一方、話は違いますが、原発の問題でも、色々な施策、色々な項目できちんと、絶対事故は起きないんだということが確実に学術的に証明された中でやっておられる。けれども、けれどもそれを扱うのは人間なんです。色々な事故が起きておりますね。約束どおりにきちっとやっておれば起きるような事故ではないけれども、それを扱うのは人なんですよね。だから人の解釈によっては、非常にやはり、方向が変わってくると申しますか、対策が疎かになってくるということは否めない事実であると思っておりますけれども、今日、この委員会で同和問題について皆さまから御意見があることがすでに私は前進だと思うし、こういう席でどんどん皆さんからこの問題で忌憚のない御意見が出るのが、部落問題の解決に大きく寄与していくんだというふうに思いますし。ああ、あのことかい。あのことは、まあ黙っておこう。そのことが一番問題であるように私は思うし。こういう席でどなたからも意見がどんどん出てくれることが、問題解決の一番早道であると思うし。そういうことがあってこそ問題が解決していくんだと思いますし。今後の地域社会、あるいは学校教育の中での、現場での色々な取組について、県行政そのものの、皆様方の確立した御意見、御指導、私は特にこの場を借りてお願いを申し上げたいわけでありまして。よろしく願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。はい。どうぞ。

(岡山委員)

この場からの意見も欲しいということでしたので、一つ意見を述べさせていただきます。

す。同和問題を本気で長いことやられた方に対して不謹慎かも知れませんが、私としては、隣保館って何であるのかな。公民館というような捉え方をしておりますし、地域の中の一つの児童たちが集まりやすい場所、学校の放課後ですね、集まりやすい場所できているんだろかなというような解釈で勉強不足なんですか。そのように捉えておりました。そしたら隣保館というのは同和の問題からできたんだというのは後から教えられて知ったんですけど、敢えて同和同和という必要もない時代にきているのかな。私は障害者の方の分野ですけど、人権、すごく今も損なわれております。そういった中で一つの人権というところで同和問題も一緒に考えられる、そういった時代にきた。敢えて特別に位置することも必要ないのではないかな。私たちの年齢ではそういう時代になっているし、私の子どもも、そして孫もよく同和って、敢えて教えられて始めて知るといふようなところが出てくるということ伝えておきたいなと思います。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他御意見ございませんでしょうか。

(中島委員)

この指針をですね。出す時、これは会長も御存知のように、私の意見としては、今、岡山委員が言われたような部分で、たとえば人権問題の中の一つとして同和問題も取り組むんだと。人権問題の中の一つとして女性の問題も子どもの問題も身障者の問題も同じようにそういう位置付けをするべきだと。その方が県民が取り組みやすいんだと。県民がたやすく取り組むという形にならないと指針にならないよという意見も言わせてもらったところなんですけど、まったく同感なんです。

今の時点においても私はますますそうだろうと思うし。隣保館の関係も場所によっては名称を変えて、例えば柳井市であれば柳井市西福祉センター、そういう名称になっていきますし、防府であれば、これはよく御存知のように牟礼の福祉センターとか、いわゆるそういう名称もずいぶん変わってきているんですね。そういう状況で、それがやはり確実にきちんとそういう形になっていくだろうと。で、この意見の関係の部分もですね。従って、例えば同和問題を人権に関わる重要な柱として捉えるということになると、特別視、別格化されちゃうんですね。そうすると、ものすごい当たり前に同和問題といったら人権問題の中で重要な柱になっておるんだ、ということになるとなかなか、先ほど言われたように、意見の関係も含めて重要な柱にするとはどういうことなんだろうかということになってしまうのですよ。県民としては。そういうふうにするべきでもないし、別格化、特別扱いする必要も全くないと。その方がむしろ、同和問題の最終的な解決をしていくんだということに繋がると。

従って、この意見書の中でも表の関係で、真ん中の3つほど表の関係、囲みの関係の分で松岡委員の分ですが、真ん中の部分を皆さんよく考えていただきたい。この右側の修正案でいくとですね、同和問題の解決に向け、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するということになるとですね、今のことと全く一緒になってしまうのですよ。同和問題の解決に向けて、人権諸施策をどういうふうにするのかということになってしまうのです。だから、同和問題の解決が主語になってしまうのと述語になってしまうのと全く違うんです。

人権問題の解決のためにその一つである同和問題をというのと、これ同和問題が述語に

なるわけですが、主語になってしまうと大変になってしまうのですよ。同和問題解決のために、人権の諸施策を積極的にやっていかないといけないとなると何をやるかということになってね。これは、別格化、特別化の方向にしかならないんですよ。

だから私は、そういう部分の関係というのは、これは石川委員もよく御存知と思うけども、歴代の部落問題対策審議会等でずいぶん論議もしてきたはずなんですよ。で、この指針を出すときも、私はそういう形で同和問題の関係も意見も言わしていただきましたし、意見書も出させていただきました。一貫として、そういう形では県民が取り組みにくいと。今の段階ではそういう状況にないと。それから、実態調査も先ほど言いましたように、平成5年に国がやって、山口県の部分のサンプルを県に渡して、県もきちんとそれを踏まえてやっておるし、平成10年に答申を出した折もですね、きちんと現地調査もして、今の段階でこういうことだと、それで答申も出されたわけですから、私は決して何もないもので、実態的な部分が相当程度進んだというような記述は、全く根拠がないままにして記述をしているわけではないと、科学的根拠があってその上でやっておると。そういうふうに思ってますんで、私はこういう形をやると、やはり部落問題がまたいぶ戻ってきってしまうのではないかという気がしますし。県民の皆さんが今後ですね。石川委員が言われたように、部落問題の認識はやはりきちんとしてもらわなければいけない。ただ、それは、いろんな人権問題がある中の一つとして位置付けをしてもらえば意見もたくさん出るようなことになる。私はそう思います。それが国が言うところの自由な意見交換をすべきだと、これが足りないんだと。これを先ほど言いましたように、全く同じ時期に、昭和60年に国が課題としてあげているのですね。自由な意見交換をすべきだと。そのためにも、そういう形で人権問題に関わる課題の一つという形で、私は今後も同和問題の位置付けはすべきだと、そういうふうに思っています。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他の方で、この同和問題に関して御意見のある方はおられますか。じゃあ、一応この見直し案をどうするかということで、この問題をまとめたいと思うんですけども。

まず、中島委員さんから、字句の訂正の問題が出ておるわけですが、議長の立場で大変申し訳ないんですけど、この文章をですね、これは全く表現の問題だと思うんですけど、32ページを見ていただければ、基本方針のところを見られたらおわかりになると思いますけど、同和問題の早期解決を図るための特別対策は終了した現在、施策の推進に当たってはという文章から始まっております。推進に当たっては、でその文章の終わりが他の地域と同様適宜適切に実施すると、ここで一つの文章が切つてあるわけですね。さらにその次の文章として、教育・啓発の推進に当たっては、こういったことを実施しますと。こういうことですので、ここの文章としてはですね。ここをまた推進しますということになると、推進に当たっては推進すると、こういうふうになってしまうから、表現的な問題として、これはこの文章でよろしいのではないかと、むしろ推進に当たってはこういったことを実施しますということ、より当初のものよりも具体化されたと言いますか、そういう意味ではですね、これはこのままの方がよろしいのではないかと、議長の立場で申し訳ないんですけど。

もう一つ、今その他の意見が出ておるわけですが、それについて、そういう当初出た意見を踏まえながら、なおかつこの文章がこのままで出たということについて、事務局

の方から御説明があればよろしくお願いいたします。

(人権対策室長)

色々、本審議会において、委員の皆さまから活発な同和問題についての意見をいただきまして、事務局の担当として感激もしておりますし。また、改めて我々の仕事の重要性についても、認識をいたしておるところでございます。各委員さんからいただきました貴重な意見につきましては、我々が今後、人権行政を進めていく上において、十分に参考にもさせていただきたいと考えております。

今日、中島委員の御意見、それから、今日御欠席ですけど松岡委員の意見、それから先ほど石川委員、岡山委員、岩城委員からそれぞれ御意見をいただきました。これにつきましては、大変ありがたく思っております。

県といたしましては、先程来、話がずっと出ておりますように、山口県における同和行政・教育のまとめ、これに基づいて県も積極的に対応していくということで、見直し案を作り上げております。この見直し案でしかるべき御審議をいただきまして、今回、答申となりますように願っておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議 長)

はい。そういうことで、いかがでしょうか。この、同和問題の項については、一応。  
はい。どうぞ。

(中島委員)

今、説明された分で私の意見はそれでよろしいですよ。

(議 長)

はい。その他よろしいでしょうか。では、あの、色々と御意見があつて、これは今、室長が申されたようにですね、十分、今後の行政に配慮されるということで、この字句については、このままで進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

その他の方に、もし御意見がございましたらお願いできたらと思っております。その他の項目で。はい、どうぞ。

(岡山委員)

見直し案とか訂正についての意見ではありませんけれど、少しここでお聞きしたいんですけれど。

今、児童の虐待というところで大きく問題視されております。相談事業とかネットワークあたりはかなり充実してきたのですけれど。私たち障害者も毎日生きております。その時に、すぐ対応しなきゃいけない。

障害者の方でもホームヘルパー事業で、すぐそういった日常生活等も手助けをしていくという記述がされておりますけれど。虐待につきましてはですね。幼稚園で先生が何か感じたとか通報があった時ですね。障害者でも言えるんですけれど。皆さんで関係者が集まる会議をいついつ開きましょうというようなことで、なかなか調整がとれなくて、毎日生きているのに、今日明日が困っているのに、それが10日後、2週間後になるわ

けですね。

だから、障害者と虐待一緒に、私、言っておりますけれど、すぐ守る体制、虐待は特にですね。

私、ニュージーランドに8年くらい前に行きました時に、そういった通報があったらすぐ駆けつけて、その場で、もう親と子を離してですね。その状態、状況が検証できるようにするというのですが。日本の場合はそういった通報があってもなかなか次の事態に進めないですね。

子どもさんを預かってすぐ守れる体制が、山口県にはできているのかどうか。迅速に動く体制ができているのかどうか。とてもそれを不安に感じております。相談したらすぐじゃなくて、何週間後だから、もう待ったなしの状況というところです。

(岩城委員)

私は、山口県児童虐待キャピネットというんですが、山口県児童虐待のネットワークをやっているんですけど。一つには、はっきりしてるのは、アメリカなんてものすごい数あるんです。日本の数どころじゃない。ものすごいあるんです。山口県はですね、とりあえず全国的には誇れる。

というのは、児童相談所を5箇所にした。これも虐待からなんです。山口県、もともと4つなんです。これを5つにしたということは、30万人に1箇所ということで。今、学者たちがこのぐらいは努力してくれよと全国に言ってるのは、30万人に1箇所。もう山口県はスタートしたんです。去年、岩国にできて。

それとですね、私が全国の会長をしてるんですが、児童家庭支援センター。これは全国に67箇所になった。今年いっぱいになった。21年までに100箇所って。そんな少ない数でどうするんかと、200箇所にしろ。あるいは全ての入所施設に全部つけてくれ。1000箇所とか言っておるんですけど。このあたりのところも山口県がとりあえず人口割合でいったら、とりあえずトップ。少なくとも来年もう1箇所やってくださいと。そうしたら5箇所の児童相談所に1つずつの民間型の相談機関ができます。

それからもう一つ、山口県はみんなでネットワークというのを作りまして、その中にもうはっきり早くから48時間以内に処理してしまう。これももう明確にしてあります。そういう意味では命の問題もありますから、それはもういち早くでしょうし。それから市町が一義的窓口となったと。このあたりのところももう少しシステムがしっかりしてくれば大丈夫かなというふうに思ってます。

いいんだいいんだと、私は県に代わって言っているつもりはありません。その前に審議会とすれば、本当に子どもの権利が保障されているかどうか。そんな事件が起こる前の話。きちんと、やはり、子どもが守られている社会であるかというところを審議したいなと思っております。障害の方もそうです。今、老人に対しても虐待が起こっているわけです。それはもう人間社会ではないというくらい。人権侵害の最たるものであるというふうに思いますので、ここでは、そのところをしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。その他御意見ございませんか。どうぞ。

(中島委員)

先ほど冒頭で、私は、児童の権利に関する条約の関係で、国連の委員会の勧告の問題の話をしましたけれども。やはりですね、最近、私個人的に考えるのは、例えば、最近行われた学力テストの問題。これはまさに、国連の関係が言っているような競争社会に子どもたちを巻き込むのではないだろうかという。それに付随しての学力以外のいわゆる質問用紙もありました。これもすべて、おそらくN T Tを含めて企業が一旦整理をするという形、これは非常に私は怖い問題だろうと。場合によってはですね。使い方によっては。そういう状況の中で、日本の国内においても今の学力テストの問題、これは見方はいろいろあるでしょうけども、私はやはり、基本的には競争社会を激化させる部分になるのではないだろうか。

その問題も含めて今、国の方では衆議院を通過していますけれども、少年法の改正でですね、場合によっては小学6年生12歳ですか、11歳ですか、1歳ぐらいの幅を見るそうですから、場合によっては小学6年生ぐらいを少年院に送致をするという形になりかねない。児童の権利に関する条約からすると大変な隔たりが出てくるのではないかと、そういうふうに危惧をしておるところです。

そういった意味では県としてもですね、それは法律の関係が云々と言えればそれまでですが、やはり十分注視していかれる必要があるのではないかと、扱いによっては大変なことになってしまうのですよね。まだきちんと自分の判断ができない状況の中で、そういう少年法、法律によって子どもの前途の関係を含めてですね、なくしてしまうという状況になりかねない要素をはらんでいると。これ法務局の局長さんおられるから十分、おそらく衆議院を通過していますから、時間の問題だろうと思いますけれども。この法整備も含めて、やはり今後、私どもは注視していく必要があるのではないかと、このように思っておりますけど。使い方の問題ですけどね。

(議長)

はい。ありがとうございます。貴重な御意見をいろいろ伺ってるんですけど、議長としましてはですね、今日、この見直し案をまとめなければいけませんので、この見直し案について、もうよろしゅうございますか。その他でですね、御意見はございませんか。では、一応御意見も出尽くしたということで、今日のこの出された見直し案に沿って最終的な見直し案とさせていただくということで御了承いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

(議長)

はい。ありがとうございました。先ほど、中島委員さんからもありましたように、今回の審議の対象外ではありますけれども、総論の部分の字句の修正等につきましてはですね、これは、今回の改正に併せて訂正させていただくということで、その点につきましては、できましたら私の方に御一任をいただければ大変幸せですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(議長)

ありがとうございます。そういうことで、今度は見直し案を知事に答申いたすということになるわけですが。特別、今日は、字句の修正等の御意見がありませんでしたから、多分このままの状態で答申に至ると思うんですけども。

全体的に先ほどもありましたように、当然に直さなければいけない部分もありますので、答申に先立ってこういう案を答申しますよというものは、事前に委員さんにお送りするという事です。

答申のためにわざわざこのような会を開くというのも、皆様方それぞれお忙しい中で大変だろうと思いますので。できましたら、私と副会長さんとで日程を調整して、その案を知事の方へ答申させていただければと思っています。勝手なお願いですけど、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

(議長)

ありがとうございます。それでは、私と副会長さんとで知事の方へ答申したいと思えます。

一応これで、議題の1は終わったことにさせていただきます、議題の2の方へ移らせていただきます。平成19年度の人権啓発についてということで事務局の方から御説明をお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは私の方から、人権対策室で取り組んでおります人権啓発の内容につきまして、これまで審議会の場でそういう機会がございましたので、委員の皆様方に御説明をし、また委員の皆様方からもいろいろ御意見をいただきたいということでお話をさせていただきます。

資料、お手元に平成19年度人権対策室啓発活動体系という一枚紙をお配りしておりますので、御覧をいただきたいと思えます。当室におきましては、大きくそこに分けまして書いてございますように、年間を通じた啓発、それから月間を設定して実施する啓発、それから旬間を設定して実施する啓発という、この3つの柱に沿った啓発を実施してきております。併せて年間に一度、人権問題を県民の方々に考えていただくイベントといたしまして、毎年8月に人権ふれあいフェスティバルを開催をいたしております。

それではまず、年間を通じた啓発につきましてでございますけれども。人権問題をテーマといたしまして、企画会社の提案によるコンペ方式により作成するポスター、あるいは生徒からの募集作品を活用したポスター、そういったものを作成いたしまして、そのポスターを広く、市町や学校、企業そういったところに配布をし掲示をさせていただいております。また、テレビ、ラジオの広報媒体を活用したスポットの放送放映、それから現在審議をいただいております指針の周知、さらには人権感覚の育成というのは、やはり小さい時からの啓発が大切であるということから、小学校におきましては、人権の花運動を展開をいたしております。

次に、月間を設定した啓発につきましては、12月4日から10日までの人権週間を含めまして、12月を人権啓発推進月間として設定をいたしております。人権問題の理

解を深めるための様々な取組を実施いたしております。まず、人権週間におきましては、山口地方法務局や市町との連携のもとに県内の各地で街頭啓発を実施いたしておりますし、テレビ、ラジオの広報媒体を活用したスポットの放送放映あるいは新聞広告を掲載をしております。また、月間といたしましては、約1時間程度の人権問題をテーマとした啓発映画を放映をいたしておりますし、JR列車における人権啓発ポスターの掲示、さらにはバス用の啓発用看板の掲出、そういったことを実施することといたしております。

次に、旬間を設定した啓発といたしましては、11月の11日から20日までを同和問題啓発推進強調旬間として設定いたしまして、同和問題に対する理解と認識を深めるための取組を実施することといたしております。実施する内容といたしましては、同和問題をテーマといたしまして、企画会社の提案によるコンペ方式でポスターを作成をいたしまして、そのポスターを市町や学校企業、そういったところに掲示をしていただくとともに、県の総合庁舎あるいは、市町における懸垂幕・横断幕の掲示、県の公用車やバスへの啓発用の看板の掲出、さらには広報媒体を活用した啓発、そういったことを実施することといたしております。

最後になりますけれども、毎年8月には、先ほど申し上げましたように、県民の方々に人権問題を身近に考えていただく場を提供すると、そういったことを目的といたしまして、人権ふれあいフェスティバルを開催することといたしております。このイベントは、平成10年度から従来の形を変えまして、実施をいたしているものでございまして、今年で10回目という節目の開催となります。開催の内容といたしましては、人権問題をテーマとした講演会、あるいは人権問題に関わるパネル資料展示、それから生徒募集作品の表彰、さらには親子の皆様方に参加をしていただきやすいように竹とんぼづくり、あるいはしおりづくり、そういった親子でふれあえるコーナー、ふれあえる内容を取り入れましたふれあいコーナー、そういったものを設置することなどによりまして、多くの県民の方々に参加をしていただくための工夫を凝らしながら、実施することといたしております。本年度は8月18日に下関市の海峡メッセにおいて開催をすることで、今、準備を進めております。

以上、19年度の啓発活動の実施内容について御説明申し上げましたけれども、人権問題の啓発というのは、こうした、我々の方で実施をいたします普遍的な啓発と、個別の人権問題を主管する関係各課が実施をいたしております。例えば、子ども、女性、そういった個別の分野における啓発、そういった両者が車の両輪の如く相まって、初めて効果的な啓発になっていくのではないかとこのように考えております。こうした観点から、今後とも個別課題を所管する関係各課との連携を密にしながら、私どもの方も取り組んでまいりたいと思っております。

また、地域におきましては、それぞれの地域の実情に応じた啓発が重要でありますことから、そういった観点から、市町との連携も十分に図りながら啓発活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

啓発活動につきましては、われわれも創意工夫を凝らしながら実施をしているところでもございますけれども、行政だけの知恵では限りもございまして。今後、皆様方の御意見も伺いながら、より充実した啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。何かこの件につきまして御意見。はい、どうぞ。

(岩城委員)

12月の啓発映画。せっかくいい映画をね。まあ、マスメディアでこうやるっていうのは、ここは感情的に理解させるという意味ではとっても意味があるんですが。あれは何時やったですか。土曜、日曜日のお昼ぐらい、何時でしたかな。

(人権対策室次長)

毎年ですね、年度によっては、委託会社とのテレビの枠の関係もございますので、一定はしておりませんが、極力ですね、土曜日の午後、夕方近くにですね、できるよう。しかも、契約会社、委託会社の枠の問題でなかなか難しい問題もございまして、できればせっかくですから、人権週間中の皆様方が一番くつろいで観ていただける時間帯にということで、努力はしてまいりたいと思っています。

(岩城委員)

これがあるよというのを、先に予告を流してもらってでないと、ラッキーにも観る人があるし、ラッキーとかいう話じゃなしに、やはり観ようかという方向へ行くといいですよ。

(人権対策室次長)

ありがとうございます。今、岩城委員さんがおっしゃいましたように、突然テレビをつけてみたら、たまたまあったということでは、私どもの意図が十分に伝わりませんので、その前にですね、2回程度、テレビスポットで予告を2回程度流してはおります。それで十分とは思ってませんが、市町にもお願いいたしまして、市の広報誌なんかも掲載をしていただくということで、より多くの皆様方に承知をしていただいて、御視聴をいただけるような努力は、これからも工夫を凝らしながら、していきたいと思っております。ありがとうございました。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(中島委員)

この年間を通じて実施をするものの中に、下から3番目に啓発スローガンの募集、括弧で隣保館となっておりますが、これはどういう意味ですか。

(人権対策室次長)

これはですね、隣保館の方で、地域住民の方々に人権問題に関わる啓発についてのスローガン、その募集をさせていただいております。募集させていただいたものにつきましては、隣保館の協議会の中で検討し、我々も加わって検討いたしますけれども、表彰してそれを有効な形で活用しているという現状でございます。

(中島委員)

人権問題の啓発スローガンを募集するわけですか。

(人権対策室次長)

そういうことでございます。

(中島委員)

だから、それはおかしいんですよ。何故、県内隣保館の23館だけするわけ、人権問題を。啓発スローガンを募集するのが。それはおかしいですよ。先ほど出たばかりではないですか。隣保館の県内23館だけを窓口にして募集するというのはおかしいですよ。おかしいと思いませんか。県はこれ、先ほどのあれではないけど、方向性を出してるのと違いますよ。ここはやはり、再考していただくべき問題だろうと。問題ですよ、これは。なぜ一般の公民館を含めて募集しないんですか。おかしいですよ。同和問題の募集をするなら、まだわかるんですよ。理解できるんですよ。人権全般というか、一般の人権全体の問題を募集をかけるのに、隣保館だけに、というように限定したらまずいですよ、それは。

(人権対策室次長)

今、中島委員から大変貴重な御意見をいただきました。今までの経緯もございまして、そういったことが続いていたわけですがけれども、まさしく人権問題ということ言えば、何も隣保館に限る必要はないということの趣旨も十分理解いたしております。従いまして、その内容等の実施方法につきましてはですね、また我々の方でも検討いたしまして、よりよい実施方法ができるような形で検討させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

(議長)

はい。どうぞ。

(中島委員)

国の通達あたりですね、隣保館の関係、人権問題を隣保館の関係だけでなく、広く公民館の関係も兼ねてできるようにという、国の通達もあるのではないですか。県自身がその部分では、やはりきちんと、位置づけをしてもらわないと。そういう形ですつとってしまうとおかしな話になりますよ。国の方向性とも違うのではないですか。一般の公民館も人権の分の窓口になるべく、そういう形を取っていくということがあるのではないですか。

(議長)

はい。では、今の件は大変貴重な御意見だと思いますので、一つよろしく。

(人権対策室次長)

今の御意見を踏まえまして、私どもの方で検討をさせていただきたいというふうに思

います。

(議長)

はい。その他、ございませんか。はい。どうぞ。

(岸委員)

人権ふれあいフェスティバルなんですけれども、先日佐賀の方で、内閣府の男女共同参画フォーラムの方に参加させていただいたのですけれども。そこでDVの朗読劇というのをやっていました。いろんなDV経験者の声を劇団の方が朗読を、本当に短い言葉なんですけど、朗読をしていくのですけれども、それはすごく胸に響いてくるんですね。ぜひ、ふれあいフェスティバルの方でも、何か朗読劇というものを少し試されてはどうかというふうに思いました。

(議長)

ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。はい。

(岡山委員)

あの、今の意見に私も賛成で。意見を述べさせてもらおうと思っただけなんです。ぜひ、そういったところをやってもらえるといいなと思います。

(議長)

はい。吉富委員、どうぞ。

(吉富委員)

年間を通じて実施するものの中に、山口県政出前トークの実施というのがありますけれども。実績というか、どのぐらいやっつけらっしゃるのか。それから、具体的に内容がどうなのか。そのあたり説明していただけますでしょうか。

(人権対策室次長)

出前トークというのは、御案内のとおり、広報広聴課が窓口になりまして、県政のいろんな課題につきまして、県民の皆様方から御要望があれば、出向いて行ってそれぞれの施策なりあるいは県の考え方を御説明をするという形でございます。

私どもの方では、人権問題について出前トークの課題として設定をしております、18年度は、1度だけございました。人権推進指針を踏まえまして、人権問題についてお話をさせていただいておりますけれども、実績としては1度だけということでした。

(吉富委員)

いろいろ考え方もあると思うんですが、例えば森林税の問題について、出前トークをしますということを森林課はかなり積極的に出られまして、出前トークをいたしますと、ぜひ話をさせてくださいという形で、やはり働きかけがありました。県内でだいたい森林税についての出前トークをされていらっしゃると思うんですね。

だから、要望があったら出かけていくというのも一つ方法ですが、やはり人権というのは本当に、私たちがとっても大事にしなければいけない反面、私もいろんなところに出ると、これって人権じゃないかな、この人はこういうことを言っているんだらうかという場面にやはり出くわすことが非常に多いですね。

だからやはり、そういう意味では非常に意識を変えろということとは難しいことであって、やはりこれは長い目で見て、やっていかなければいけないことかも知れませんが。やはり少し積極的に出られて、いろんな関係機関に出前をいたしますと声を掛けてくださいというふうに、やはり働きかけも必要なのではないかな。待っているだけでは、やはり浸透しないのではないかなというふうに感じました。検討していただけたらなと思います。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他、御意見ございませんか。どうぞ。

(加屋野委員)

年間を通じてという中に、ポスターとありますが、このポスターがこのごろとっても良くなっているというような気がしてですね、大変嬉しく、それをぱっと見たら、ああ、そういうことだというのは、暗いって言うよりも明るくそのことを訴えているというのはとってもいいなと思っております。で、いろんなところへ掲示されていると思うんですけども、その掲示を頼むときにもやはりそういう形で、この趣旨、配られた方がね、配布してこれをあれしてくださいと言うのではなくて、その届けるというところまで気を配っていただくというふうなこともお願いをしたいなと思っております。

と言いますのは、先ほどのトークのこととは、少し変わりますけれども。私は人権擁護委員でございますけれども、子どもの方へ人権出前講座というのを一生懸命やらしてもらおうということで、出かけているということがあります。こんなことをやっていますから、ぜひ時間をくださいと。今のところは幼稚園、保育園というところですね。小さい子どもたちにそういうことを訴えていくというふうなことで、さしてもらっているわけですけども。やはり、届けるというところまでの心配りというのが、とても大事ななというふうなことを思っております。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。どうぞ。

(安光委員)

人権に関する、特に人権教育の推進ということで、私は秋穂地区におりますが、山口市と合併しまして、それまでずっと秋穂町として県との関わりやその他の流れの中で、情報が割と入りやすく、それをまた地域にいろいろ伝えていくということを担ってやってきたつもりでおりますが。

合併しましたことによりまして、市の大きくなった地域から県との関わり、また、その地域間の関わりというものがなかなか難しく、ぜひこの辺をですね。県の方からもいろいろな合併による大きく分かれてしまった部分を、もっと細かく情報が流れるようなシステムを作っていただけたらなということ、ここ最近感じております。

大きくなったということの良さもありますが、情報交換もできる場も増えてはおりますが、逆にやりにくくなったという面もございますので、このあたりのいろんな施策を、今後もっと細かくケアしていただけたらなと思いますので、この場をお借りしてお願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。その他、ございますか。はい。どうぞ。

(岸委員)

人権週間のところに中学生の人権作文とかありますが、この作文は一般の方が目に見えるような形で、新聞掲載とかはするのでしょうか。よく、そういう集まりに行くと表彰とかされまして、参加した方のパンフレットの中に作文とかは入っているんですが、とてもすばらしい内容ですが、なかなか一般の人の目に留まらないのではないかなという気がしています。ポスターはいろんなところで目にして、すごくインパクトもあるんですけども、作文っていうのがなかなか立ち止まって読むっていうわけにもいきませんので。

もしあれでしたら、川柳とかですね、今とても人気ですよ、短歌とか川柳とか人気がありますので、人権の川柳とか、あと作文でですね、ミニメッセージのようなものも募集をされてポスターのような形で、いろんなところに貼って観ていただくという方法はどうでしょうか。以上です。

(人権対策室次長)

人権作文の募集につきましては、法務局ともタイアップしてやっておるわけでございますけれども。岸委員からお話しがございました新聞等は、山口新聞と中国新聞には優秀作品の全文を掲載しております。

それ以外にも、例えば写真を入れたりとかですね、そういったことについても工夫ができるのかどうか、いただきました御意見等を参考にしながら、より多くの皆様方にも読んでいただけるような工夫は、凝らしていきたいというふうに考えております。

(議長)

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。いろいろ貴重な御意見をいただきましたけれども。

では、その他の方へ移らせていただきます。何かございましたらお願いいたします。

(人権対策室次長)

特にございませぬけれども。先ほど会長さんの方から答申案をまとめていただきました。答申の日程等につきましては、会長さん、副会長さんと御相談しながら、できれば6月中には、答申をいただけるような日程を調整をしたいというふうに考えております。

それから、次回の審議会、でございますけれども。今のところ10月の下旬頃を予定をさせていただけたらなというふうに思っています。少しまだ期間がございますので、その時期が迫りましたら、また改めて、皆様方に日程を調整させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(議 長)

はい。ありがとうございます。

(中島委員)

よろしいでしょうか。

(議 長)

はい。

(中島委員)

私は、この審議会の最初の時でも言わせていただいたと思うのですが、本来、この分野別の部分については、法改正等も含めて、どうしても早急に変えないといけないという、改正しないといけないという状況がありますけれども。今度、今言われた10月という部分がありますけれども。県の方にぜひ検討をしていただきたい。

これは、私はこの人権指針の策定をする協議会の中でも意見として出させていただきましたし、会長御存知と思うのですが。私がそのとき発言したのは、県民の具体的な権利実態に照らして、それぞれの権利の実態が今どうなっているのか。具体的には、具体的な事実からやはり出発するのも大事なことだろうと。

そのために、基本的人権に関わる憲法の各条項、これは自由権なり、生存権なり、平等権、社会権等々もあると思うのですが。そういう部分に沿って具体的に、今山口県内でどうなっているのか、人権状況の整理をしていただきたいというのを、この指針を作るときの協議会でもお願いしましたけれども。すなわち、意識調査の件なんです。そういうのもやはり県としてはですね、検討していただく必要があるのではないかと。

もう1点、それに加えてですね。指針の、この趣旨の問題、政策の問題、背景の問題、キーワードの問題、相談支援体制の問題等について、私はやはりきちんと、さらに論議をしていく必要があるのではないかと。

例えば、一つだけ言いますと、施策の趣旨と、冒頭に来るわけですが。最終的に、最後の段落で、人権に関する総合的な取組を推進するということになってます。これを読んだだけで、人権に関する総合的な取組を推進すると言っても、わからないんですよ。

そういうことも含めて、この指針が、よりよいものになるように、審議会で論議をしていくべきだろうし。そういう議題の件については、10月ということですから約半年ぐらいありますので、県の事務局のところで十分検討していただいて、今度の10月については、どういう議題を出されるのかというのをまとめていただきたい。

今、私がお願いした意識調査の問題も含めて、これはやはり、先ほど言いましたように、憲法に基づく意識調査という形にならないと。基本的人権を今、県民がどういうふうな位置づけであるのかというのを探るためにも、きちんとそういうのも要るのではないかと。そこらも参考にしながら、検討をぜひお願いしたいと、そういうふうに思ってます。

(議 長)

どうぞ。

(人権対策室長)

中島委員から、今後の議題等について御意見ございました。もちろんこの指針につきましては、平成22年までの9年間ということで期間を定めております。私どもちょうど今年、中間年ということで、分野別の見直しを審議会に諮って、見直しをお願いしたところがございますが。今後、後半ということで、今、中島委員から言われた、県民の意識はどうなんだというあたりも調査をしていきたいという気持ちを十分持っております。

そして、この指針の今後どうあるべきかというあたりも含めて、22年という期限の前には、ですから20年になるのか21年になるのか、わかりませんが、具体的にもう検討をしていかなければいけない時期がくると、やはり今度、指針を全面的に見直すということであれば、県民の意識が重要になってきますので、そのあたりを含めてですね、事務局で十分検討して、また皆さんの意見も聞いてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、少々時間がありますけれども、一応本日の会議を終了させていただきたいと思えます。委員の皆様方には、大変議事進行が不慣れで、御迷惑を或いは御不満の思いをいただいたと思えますけど、お陰様で御協力いただきまして、一応この案をまとめることができました。大変ありがとうございます。

(環境生活部長)

私から一言お礼を申し上げたいと思えます。

山口県人権推進指針の分野別施策の見直しにつきましては、昨年度の知事からの諮問に基づき、会長さんを始め、各委員の皆さま方には大変熱心な御審議あるいは貴重な数多くの御意見御提言をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰を持ちまして、大変内容の充実した分野別の施策見直し案ができたのではないかというふうに思っております。今後、この見直し案に基づきまして、関係各課と連携しながら、人権にかかる施策を総合的に推進してまいりたいというふうに思っておりますので、委員各位には引き続き御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第4回の会議を閉会いたします。お帰りの際は交通事故等には十分御注意ください。皆さん大変お疲れでございました。